

標 題：

船上における

フロン、ハロンの使用に関する

I M O 総会決議について

NK テクニカル インフォメーション

No. 106

平成 4 年 6 月 18 日

関係船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、すでにご承知の通り、1991年10月28日から11月8日まで開催された I M O 第17回総会において船舶からの大気汚染防止に関する決議（総会決議 A . 719(17)）が採択されました。

この総会決議を受け、日本政府及び香港政庁から、船舶に備え付けられる冷凍冷蔵装置、冷房装置及び断熱材へのフロンの使用並びに消火装置へのハロンの使用に関する両政府の方針についての連絡を受けました。総会決議の関連箇所の抜粋及び両政府からの方針を添付に示します。今後、これらの船籍を有する船舶を建造或いは維持する場合、同政府の方針に留意するようお願い申し上げます。

なお、その他の国籍を有する船舶への同総会決議の適用については、関係政府からの方針を受け次第お知らせ致します。

敬具



I. 総会決議A.719(17)抜粋

1. フロン

- 1.1 オゾン破壊率がR-11の5%以上のフロンを1992年11月6日以降キールが据え付けられる船舶またはこれと同様の建造段階にある船舶（新船）の船上に設置される冷凍冷蔵装置、冷房装置及び断熱材に使用することを禁止する。
- 1.2 フロンを上記以外の船舶（現存船）に新たに設置する設備に使用することを1992年11月6日以降禁止する。

2. ハロン

- 2.1 ハロンを1992年7月1日以降キールが据え付けられる船舶またはこれと同様の建造段階にある船舶（新船）に設置される消火設備で、“重要な用途”として分類される設備以外に使用することを禁止する。
- 2.2 ハロンを上記以外の船舶（現存船）に新たに設置する消火設備に使用することを1992年7月1日以降禁止する。
- 2.3 ハロン消火設備の実寸実験は1992年1月1日以降禁止する。

II. 総会決議A.719(17)に対する各国政府の対応

1. 日本政府

- 1.1 可能な限り上記I.の内容に添った措置をとること。ただし、2.1項及び2.2項に示すハロンの新船及び現存船に備える消火設備への使用は原則として禁止する。
- 1.2 使用禁止の対象となるフロン及びハロンは以下の通り。

フロン：

CFC-11, CFC-12, CFC-113,
CFC-114, CFC-115, CFC-13,
CFC-111, CFC-112, CFC-211,
CFC-212, CFC-213, CFC-214,
CFC-215, CFC-216, CFC-217

ハロン：

ハロン1211, ハロン1301, ハロン2402

2. 香港政庁

- 2.1 上記I.の内容を実施するための必要な措置をとること。ただし、当面、条約検査及び条約証書発行の条件としない。
- 2.2 “重要な用途”とは、“操船上の理由により連続して当直するか或いは消火ガス放出後直ちに再当直につくことが必要となる区画にハロンの代替物質を放出することにより生命を失うか或いは生命に重大な影響を与えるような場合”をいう。
- 2.3 総会決議A.719(17)に定める上記I.以外の規制（燃料油への添加剤使用の禁止、排気ガス中のSOx, NOxの削減及び揮発性有機化合物の放出の削減）についても適切な措置を講じること。